

町道路上に張り出している樹木の伐採に関するお願い

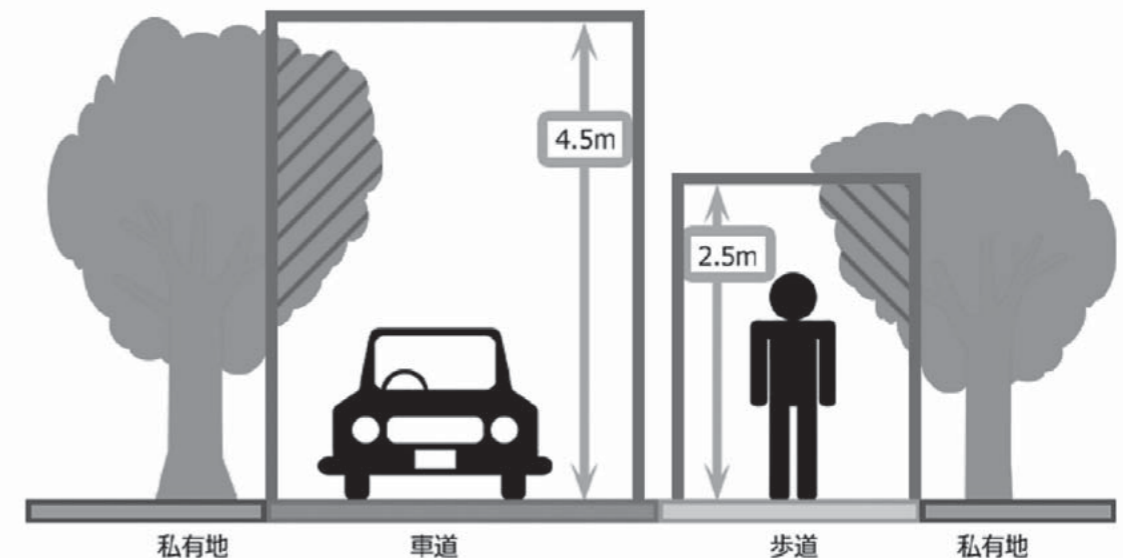
車道や歩道の一部で、沿道にある庭木や生け垣、山林からの樹木が道路上へ張り出し、通行の妨げとなっている箇所が多く見受けられます。

樹木等が道路上に張り出し覆いかぶさると、通行しづらだけでなく、道路標識やカーブミラーなどが見えづらくなり、交通事故の原因にもなりかねません。

道路には、歩行者や車両が安全に通行できるように「建築限界」が定められています。

「建築限界」とは、電柱や樹木等がはみ出してはいけない道路上の空間のことを指します。

車道部分は、高さ4.5m、歩道の場合は高さ2.5m。この空間に樹木がはみ出している場合は、建築限界を犯している可能性があります。



張り出した樹木の枝の落下や倒木により通行車両が損傷する事故等が発生した場合は、**法律により所有者が賠償責任を問われることもあります。**

私有地から道路上に張り出している樹木等は土地所有者に所有権があり、緊急の場合を除き、**町が無断で伐採することはできません。**

所有者において、定期的に伐採・枝払い等を行うなど適切に管理を行っていただきますようお願いいたします。

＜伐採等の作業における注意点＞

- ◎ 電線や電話線がある箇所の伐採作業については、危険が伴う場合がありますので、九州電力またはN T Tに事前にご相談ください。
- ◎ 伐採作業時は、通行車両や歩行者の安全確保と立木からの転落に注意して作業を行ってください。

＜緊急の場合等における対応＞

- ◎ 倒木が道路を塞いでいる場合や緊急の場合は、予告なく町で伐採する場合があります。この場合は、伐採した木は町で処理せず、交通の邪魔にならないように道路脇に寄せて置く等の対応を行う場合がありますので、地権者の方で速やかに撤去をお願いいたします。

問合せ先 建設課 ☎ 72-1145

わたしたちの人権

173

誰もが人間として生きていくうえで
 侵すことのできない当然の権利
 これが『人権』です

山都町同和教育推進協議会総会及び研修会

6月28日（金）山都町中尾児童館において第45回山都町同和教育推進協議会総会及び研修会が開催されました。

2016年に制定された「部落差別解消推進法」や「山都町あらゆる差別をなくし人権を大切にする条例」の理念に則り、部落差別をはじめ、女性、高齢者、障がい者、子ども等に対する人権侵害などあらゆる差別の解決に向け、各委員会及び会員が連携し、教育・啓発に取り組んで行くことを確認しました。

総会終了後、玉名郡南関町にお住まいの大里耕守さんをお招きし、「誰もが輝く人権のまちづくりをめざして」と題とした研修会を開催しました。



講師 大里耕守さん

れた貴重な経験をもとにお話いただきました。自分も他の人も大切にする豊かな人権感覚を身に着け、誰にも心を開いて語り合える人間関係をひろげることが大切である。決して「差別の相続人」はつくってはならない。と強く訴えられました。

参加者は熱心に聞き入り、人権に関する認識を深めました。

◇人権感覚を高める3つのキーワード ※6/28 大里耕守氏講演会より

①自尊感情（自己有用感・自己肯定感）

自分のことを大切に思うことが、他の人のことを大切にする気持ちにつながります。

②アサーション（非攻撃的自己主張）

自分も相手も大切にする気持ちをもって、お互いの意見や感情を伝えあいましょう。

③コミュニケーション（人間関係能力）

自分の気持ちや意見をはっきりと相手に伝えるとともに、相手の気持ちや意見をきちんと受け止めましょう。

豊かな人権感覚を身につけ、差別のない明るいまちづくりを目指しましょう！

～お知らせ～

◇2019年 山都町人権を考える町民の集い

日時 7月24日（水）午後6時30分～

場所 矢部保健福祉センター千寿苑

講師 宮内 礼治さん

（解放同盟鹿児島県連書記次長・伝統和太鼓製造販売「宮丸太鼓店」店主）

演題 「誇りをもって生きる」

多くの皆さまのご来場をお待ちしております。

